

第百五十六回国 参議院 經濟産業委員会 會議録第三号

平成十五年三月二十四日(月曜日)
午後二時二十八分開会

委員の異動

三月二十日
辞任 廣野ただし君
補欠選任 渡辺 秀央君
三月二十四日
辞任 渡辺 秀央君
補欠選任 廣野ただし君

出席者は左のとおり。

委員長 田浦 直君
理事 魚住 汎英君
松田 岩夫君
木俣 佳文君
平田 健二君
委員 小林 温君
近藤 剛君
関谷 勝嗣君
福島啓史郎君
直嶋 正行君
築瀬 進君
若林 秀樹君
鶴岡 洋君
松 あきら君
緒方 靖夫君
西山登紀子君
廣野ただし君

衆議院議員
修正案提出者 田中 慶秋君
国務大臣 經濟産業大臣 平沼 赳夫君

国務大臣(産業再生機構)
(仮称)担当大臣 谷垣 禎一君

副大臣
内閣府副大臣 根本 匠君
經濟産業副大臣 高市 早苗君
經濟産業副大臣 西川太一郎君
事務局側
常任委員会専門員 塩入 武三君

本日の會議に付した案件
○株式会社産業再生機構法案(内閣提出、衆議院送付)
○株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田浦直君) ただいまから經濟産業委員会を開会いたします。
株式会社産業再生機構法案、株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。
まず、株式会社産業再生機構法案及び株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案について、政府から趣旨説明を聴取いたします。谷垣産業再生機構(仮称)担当大臣。
○国務大臣(谷垣禎一君) 株式会社産業再生機構法案及び株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

初めに、株式会社産業再生機構法案について申し上げます。
我が國經濟は、現在、金融面において、金融システムに対する信頼を回復するため不良債権問題の解決を図ることが課題となる一方、産業面において、過剰債務企業が抱える優良な経営資源を再生するとともに、過剰供給構造を解消するための産業再編を促進することが課題となっており、産業と金融の一体となった対応が必要な状況にあります。
こうした状況を踏まえ、我が國の産業の再生と信用秩序の維持を図るため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援する株式会社産業再生機構を設立することを目的として、本法律案を提出した次第であります。
次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。
第一に、株式会社産業再生機構の設立等の基本的な事項を定めております。産業再生機構は、主務大臣の認可により、一を限って設立される株式会社とし、預金保険機構は、産業再生機構の発起人となり、常時、機構の発行済株式の二分の一以上を保有しなければならないものとします。産業再生機構の主務大臣は、内閣総理大臣、財務大臣及び經濟産業大臣とし、役員の選任、予算、資金の借入れ等の認可など、必要な監督事務を行います。
第二に、産業再生機構の組織について定めております。産業再生機構には、産業再生委員会を置き、機構の取締役の中から、三人以上七人以内の委員を選定して組織するものとします。産業再生委員会は、事業者の再生支援の決定、債権の買取り等の決定、債権又は持分の処分決定など、機構の業務運営に関する重要事項の決定を行います。

第三に、産業再生機構の業務について定めております。産業再生機構は、過大な債務を負っている事業者とその債権者である金融機関等の連名による申込みを受け、支援基準に従って再生支援をするかどうかを決定し、支援決定を行ったときは、関係金融機関等に対し、機構に対する債権買取り等の申込み又は事業再生計画への同意の回答をするよう求めます。回答に係る債権額が対象事業者の再生支援に必要な額に達したときは、対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り等を行うものとします。
産業再生機構の債権の買取り等は、平成十六年度末まで行うこととし、当該買取り等をした対象事業者の事業の再生を図りつつ、買取り決定から三年以内に、買い取った債権等の譲渡その他の処分を行うよう努めるものとします。
あわせて、これらの業務を行うために必要な支援基準の主務大臣による策定、関係金融機関等に対する債権回収の一時停止の要請、買取り価格、決定の公表、倒産法の特例、関係金融機関等の資料提出などについての規定を整備します。
第四に、産業再生機構の円滑な運営を図るため、その他所要の規定を整備しております。政府が産業再生機構の資金調達に関する債務保証や、解散時の債務超過に対する補助等を行うことができる旨の規定、預金保険機構の業務の特例の規定を設けるほか、産業再生機構は、産業活力再生特別措置法による支援施策との連携を図ること、債権の買取り価格の算定のために金融庁又は日本銀行に技術的助言等の協力を求めることができること、預金保険機構及び整理回収機構との協力体制の充実に努めること等を規定するとともに、政府関係金融機関等について、対象事業者に対する債務の免除等に協力するよう努めることを規定しております。

続いて、株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、株式会社産業再生機構法の施行に伴い、預金保険機構が整理回収機構に委託して行っている健全金融機関からの資産の買取りにつき、その申込みの期間を一年間延長するとともに、中小企業信用保険法その他の関係法律について、規定の整備を行うものであります。

以上がこれら法律案の提案理由及びその要旨であります。株式会社産業再生機構法案につきましては、衆議院において修正が行われたところであります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(田浦直君) 次に、株式会社産業再生機構法案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員田中慶秋君から説明を聴取いたします。田中慶秋君。

○衆議院議員(田中慶秋君) ただいま議題となりました株式会社産業再生機構法案に対する衆議院における修正部分につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本法律案の衆議院における審議におきましては、株式会社産業再生機構が事業再生支援において果たすべき役割、機構の再生支援決定の在り方、機構解散時の損失を最小限にするための方策、中小企業に対する再生支援の在り方、産業再生及び不良債権処理の加速化が雇用へ及ぼす影響等について、参考人から意見の聴取を行うとともに、財務金融委員会との連合審査会を行うなど、慎重な審議を行いました。

その中で、産業再生及び不良債権処理を進めるに当たっては、雇用の安定への配慮が必要であること、また、機構の再生支援の決定に当たっては、事業者における労働者との協議状況及び中小企業への配慮が重要であることの認識が一層深まったところであります。

衆議院においては、こうした経過を踏まえ、以下

の修正を行いましたので、その概要を御説明申し上げます。

第一には、機構は、雇用の安定等に配慮しつつ、我が国の産業の再生を図るとともに、金融機関等の不良債権の処理の促進による信用秩序の維持を図るものとするのであります。

第二に、機構は、再生支援をすることが決定するに当たっては、再生支援の申込みをした事業者における事業再生計画について労働者との協議の状況等に配慮しなければならないものとするのであります。

第三に、機構は、再生支援の申込みをした事業者が中小規模の事業者である場合には、再生支援をすることがどうかを決定するに当たっては、当該事業者の企業規模を理由として不利益な取扱いはしてはならないものとするのであります。

以上が本法律案に対する衆議院における修正部分の趣旨及び概要であります。

本修正は、産業再生が雇用の安定等に配慮しつつ進められ、また、中小企業に対する再生支援を実施する上で意義のあるものと考えておりますので、何とぞ、慎重御審議の上、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(田浦直君) ありがとうございます。次に、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案について、政府から趣旨説明を聴取いたします。平沼経済産業大臣。

○国務大臣(平沼赳夫君) 産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

平成十一年八月に成立しました産業活力再生特別措置法は、経営資源の効率的活用を通じて我が国経済の生産性の向上を実現するため、事業者が実施する事業再構築の円滑化、創業や中小企業者による新事業開拓の支援、経営資源の増大に資する研究活動の活性化等の措置を講じることによって、我が国産業の活力の再生を速やかに実現することを目的としており、同年十月の施行以来、積極的な活用がなされております。

同法の施行後、我が国経済につきましては、いったんは生産性の回復が見られたものの、近年、我が国産業における過剰供給構造や過剰債務の問題が深刻化し、またこれを背景として設備投資も低迷が続いており、生産性は再び低下に転じております。

こうした状況を克服するためには、過剰供給構造の解消及び過剰債務問題の解決に資する事業者の取組を支援、促進することが極めて重要であり、本法律案は、このための施策を講ずるものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、本法律案は、これまで講じられてきた事業者単位での事業再構築を円滑化する措置に加え、過剰供給構造の解消を目指して同一の事業分野に属する二以上の事業者が共同で実施する事業再編の取組、過剰債務等により経営資源を有効に活用できていない他の事業者から事業を承継して当該事業に係る経営資源をより有効に活用しながら当該事業の生産性の向上を図る取組及び事業者が事業革新設備を導入する取組を支援するため、事業者が実施するこれらの取組に対して以下のような措置を講ずるものであります。

まず、ダイナミックな企業組織の再編成により経営資源の最適配分を迅速かつ円滑に実現できるよう、株主総会決議に代えて取締役会決議でできる簡易組織再編成の範囲の拡大、増資を同時に行う減資等の手続の緩和、金銭や親会社株式等を交付して行う合併等の可能化、現物出資等の際の裁判所が選任する検査役による財産価格調査の適用除外、子会社株式の中間配当としての交付の可能化による子会社の分離の容易化、会社分割時の社債権者に対する催告手続の緩和と内容とする商法上の特例措置を講ずることとしております。

さらに、これらの事業活動に必要な資金の確保を円滑化するため、課税の特例、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例、中小企業信用保険法の特例及び産業基盤整備基金の業務の特例を講ずることとしております。

第二に、中小企業の再生については、多種多様な地域性も強いといった特性を踏まえつつ、種々の問題を抱える中小企業に対しての再生の支援を図るため、中小企業の再生支援に関する基本的な指針を定め公表します。当該指針に基づき、各地域の認定を受けた商工会議所等に地域の関係者から成る中小企業再生支援協議会を設置し、中小企業の再生への取組に対する指導及び助言等の業務を行う体制を整えます。また、中小企業の再生に關して中小企業総合事業団の業務の特例を講ずることとしております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

なお、本法律案につきましては、衆議院において一部修正されておりますが、その概要は次のとおりであります。

原案では、本法律案の施行期日が平成十五年四月一日となっておりましたが、これを公布の日に変更するとともに、平成十五年四月一日からこの法の施行の日の前日までに実施された事業活動を含む取組についても支援対象とすることとしております。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(田浦直君) ありがとうございます。以上でございます。

以上で三案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十三分散会

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願(第七一九号)(第七二〇号)(第七五七号)(第七五八号)(第七六九号)(第七七七

○号(第七七八号)(第七七九号)(第七八〇号)(第七九八号)

第七一九号 平成十五年三月七日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 東京都中野区松が丘二ノ二〇ノ八

波多野貞雄外五百六十八名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第七二〇号 平成十五年三月七日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 東京都江東区清澄二ノ五ノ四 戸

村留雄外三百八十九名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第七五七号 平成十五年三月十日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 川崎市高津区上作延六ノ二ノ一四

坂本眞理子外二千四百七十四名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第七五八号 平成十五年三月十日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡岡垣町鍋田二ノ一二

ノ二 長瀬友規外五百四十八名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第七六九号 平成十五年三月十一日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 名古屋市中区池場三ノ九〇七

宮本喜美代外百三十名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第七七〇号 平成十五年三月十一日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 神奈川県座間市相模が丘二ノ二ノ

一二 米村謙二外百七十四名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第七七八号 平成十五年三月十一日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 京都市右京区梅津南広町二五 須

山マヤ外八百四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第七七九号 平成十五年三月十一日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 福岡県大野城市大城五ノ二五ノ三

進藤松江外七百四十八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第七八〇号 平成十五年三月十一日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡那珂川町大字仲五六

九ノ三 川上あや子外二千八十一

名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第七九八号 平成十五年三月十三日受理

中小企業・中小業者の経営振興、景気回復に関する請願

る請願

請願者 福岡県大牟田市大字岬一、六七六

稲野武則外九百五十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、株式会社産業再生機構法案

一、株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係

法律の整備等に関する法律案

一、産業活力再生特別措置法の一部を改正する

法律案

(小字及び一は衆議院修正)

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 設立(第六条―第十条)

第三章 管理

第一節 定款(第十一条)

第二節 役員等(第十二条―第十三条)

第三節 産業再生委員会(第十四条―第十八

条)

第四章 業務

第一節 業務の範囲等(第十九条―第二十条)

第二節 支援基準(第二十一条)

第三節 業務の実施(第二十二条―第三十四

条)

第五章 財務及び会計(第三十五条―第四十条)

第六章 監督(第四十一条―第四十二条)

第七章 解散等(第四十三条―第四十六条)

第八章 預金保険機構の業務の特例等(第四十

七条―第五十三条)

第九章 雑則(第五十四条―第六十条)

(機構の目的)

第一条 株式会社産業再生機構は、最近における

経済の停滞、物価、地価及び株価の下落等の経

済情勢の変化に我が国の産業及び金融システム

が十分対応できたものとなっていない状況にか

んがみ、我が国の産業の再生を図るとともに

に、金融機関等の不良債権の処理の促進による

信用秩序の維持を図るため、有用な経営資源を

有しながら過大な債務を負っている事業者に対

し、過剰供給構造その他の当該事業者の属する

事業分野の実態を考慮しつつ、当該事業者に対

して金融機関等が有する債権の買取り等を通じ

てその事業の再生を支援することを目的とする

株式会社とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関等」とは、

次に掲げる者をいう。

一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

第二条第一項に規定する金融機関

二 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八

年法律第五十三号) 第二条第一項に規定する

農水産業協同組合

三 保険業法(平成七年法律第五号) 第二条

第二項に規定する保険会社

六 前各号に掲げる者のほか、金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるもの

2 この法律において「過剰供給構造」とは、供給能力が必要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる事業分野の状態をいう。

(数)

第三条 株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

(株式)

第四条 預金保険機構は、常時、機構の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

2 機構は、新株を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(商号)

第五条 機構は、その商号中に株式会社産業再生機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に産業再生機構という文字を用いてはならない。

第二章 設立

(発起人)

第六条 機構の発起人は、機構の設立に際して発行する株式の総数を引き受けなければならない。

(設立の認可等)

第七条 発起人は、機構の設立に際して発行する株式の総数を引き受けたときは、速やかに、定款及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第八条 主務大臣は、前条の規定による認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手續及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載及び虚偽の署名（商法明治三十二年法律第四十八号）第六十六条第

三項において準用する同法第三十三条ノ二第ニ項の署名に代わる措置を含む。）がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、我が国の産業の再生及び信用秩序の維持に寄与することが確実であると認められること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

第九条 発起人は、前条第二項の規定による設立の認可があつたときは、遅滞なく、各株につきその発行価額の全額を払い込み、かつ、取締役及び監査役（以下「役員」という。）を選任しなければならない。

(商法の適用除外)

第十条 商法第六十七條の規定は、機構の設立については、適用しない。

2 商法第七十三條の規定は、同法第六十八條第一項第八号に掲げる事項を機構の定款に記載し、又は記録した場合における当該事項については、適用しない。

第三章 管理

第一節 定款

第十一条 機構の定款には、商法第六十六條第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 株式の譲渡に関する事項

二 解散に関する事項

2 前項第一号に掲げる事項については、株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨を定めなければならない。

3 第一項第二号に掲げる事項については、第四十三條に規定する事由を解散事由として定めなければならない。

4 機構の定款には、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第二章第四節に規定する委員会等設置会社に関する特例の適用を受ける旨を定めてはならない。

5 機構の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第二節 役員等

(役員の選任等の決議)

第十二条 機構の役員の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(役員等の秘密保持義務)

第十三条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第三節 産業再生委員会

(設置)

第十四条 機構に、産業再生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(権限)

第十五条 委員会は、次に掲げる事項の決定を行う。

一 第二十二條第三項前段の再生支援をするかどうかの決定（同項後段の規定により支援決定と併せて行ふ選定及び決定を含む。）

二 第二十五條第一項の債権買取り等をするかどうかの決定

三 第二十七條第一項の買取申込み等期間の延長の決定

四 第二十三條第一項の対象事業者に係る債権又は持分の譲渡その他の処分（債権の処分にあつては、債務の免除を含む。以下同じ。）の決定

五 第三十一條第一項の確認の決定

六 前各号に掲げるもののほか、商法第二百六十條第二項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 委員会は、前項第一号から第五号までに掲げる事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(組織)

第十六条 委員会は、取締役である委員三人以上

七人以上で組織する。

2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役（商法第八十八條第二項第七号ノ二に規定する社外取締役をいう。）が、それぞれ一人以上含まなければならない。

3 委員は、取締役会の決議により定める。

4 委員の選定及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 委員は、機構の定款その他の定めにかかわらず、それぞれ独立してその職務を執行する。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

7 委員長は、委員会の会務を総理する。

8 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(運営)

第十七条 委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。以下この条において同じ。）が招集する。

2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 商法第二百六十條ノ二第二項及び第三項、第二百六十條ノ三第一項並びに第二百六十條ノ四並びに商法特例法第一条の四第一項及び第二項の規定は、委員会の運営について準用する。この場合において、商法第二百六十條ノ二第三項中「第一項ノ取締役」とあるのは「株式会社産業再生機構法第十七條第二項ノ現任在任スル委員」と、同法第二百六十條ノ四第四項において準用する同法第三十三條ノ二、同法第二百六十條ノ四第六項第二号及び商法特例法第一条の四第二項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令・財務省令・経済産業省令」と、同号中「贈

写」とあるのは「謄写。この場合において、同項中「法務省令」とあるのは、「内閣府令・財務省令・経済産業省令」とする。」と読み替えるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(登記)

第十八条 機構は、委員を選定したときは、本店の所在地においては二週間以内、支店の所在地においては三週間以内、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

第四章 業務

第一節 業務の範囲等

第十九条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 第二十三条第一項の対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り又は同項の対象事業者に対して金融機関等が有する貸付債権の信託の引受け（以下「債権買取り等」という。）

二 債権買取り等を行った債権に係る債務者に対する次に掲げる業務

イ 資金の貸付け

ロ 金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証

ハ 出資

三 債権の管理及び譲渡その他の処分（債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。）

四 出資に係る持分の譲渡その他の処分

五 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉

及び調査

六 第二十三条第一項の対象事業者に対する助言

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

八 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第八号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

(銀行法等の適用)

第二十条 機構が前条第一項に規定する業務を行う場合には、機構を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行とみなして、同法第十三条の二及び第二十三条の規定を適用する。この場合において、同法第十三条の二中「内閣府令」とあるのは「内閣府令・財務省令・経済産業省令」と、「内閣府令・財務省令」とあるのは「内閣府令・財務大臣及び経済産業大臣」とする。

2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第四条において準用する信託業法（大正十一年法律第六十五号）第十条第四項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条、第七條ノ二及び第十条（第六号から第八号までに係る部分に限る。）の規定を適用する。

3 機構が貸金業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する貸金業者から債権買取り等を行う場合には、同法第二十四条の規定は、適用しない。

第二節 支援基準

第二十一条 主務大臣は、機構が、第十九条第一項に規定する業務の実施による事業の再生の支援（以下「再生支援」という。）をするかどうかを決定するに当たって従うべき基準及び債権買取り等をするかどうかを決定するに当たって

従うべき基準（以下「支援基準」と総称する。）を定めるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、再生支援の対象となる事業者の事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣が第一項の規定により支援基準を定め、及び事業所管大臣が前項の規定により意見を述べるに当たっては、産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第二条の二第一項の基本指針及び同法第二条の三第一項の事業分野別指針との整合性に配慮しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三節 業務の実施

(支援決定)

第二十二条 過大な債務を負っている事業者であつて、その債権者である一以上の金融機関等と協力してその事業の再生を図ろうとする者は、当該金融機関等と連名で、機構に対し、再生支援を申し込むことができる。

2 前項の申込みは、当該申込みをする事業者の事業の再生の計画（以下「事業再生計画」という。）を添付して行わなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者及び金融機関等に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定（以下「支援決定」という。）を行ったときは、併せて、次条第一項前段の関係金融機関等の選定及び買取申込み等期間の決定、第二十四条第一項の一時停止の要請をするかどうかの決定並びに第二十五条第二項の必要債権額の決定を行わなければならない。

4 機構は、再生支援をするかどうかを決定するに当たっては、第一項の申込みをした事業者における事業再生計画についての

労働者との協議の状況等に配慮しなければならない。

5 機構は、第一項の申込みをした事業者が中小規模の事業者である場合において再生支援をするかどうかを決定するに当たっては、当該事業者の企業規模を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

4 機構は、再生支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の意見を聴かなければならない。

5 主務大臣は、前項の規定により意見を聴かれたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。

16 8 事業所管大臣は、前項の通知を受けた場合において、過剰供給構造その他の当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、機構に対して意見を述べることができる。

(買取申込み等の求め)

第二十三条 機構は、支援決定を行ったときは、直ちに、その対象となつた事業者（以下「対象事業者」という。）の債権者である金融機関等のうち再生支援の申込みをしたものその他事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生のために協力を求める必要があると認められるもの（以下「関係金融機関等」という。）に対し、支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間（以下「買取申込み等期間」という。）内に、当該関係金融機関等が対象事業者に対して有するすべての債権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答（以下「買取申込み等」という。）をするよう求めなければならない。この場合において、関係金融機関等のうち再生支援の申込みをした金融機関等以外の金融機関等に対する求めは、支援決定を行った旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない。

一 債権の買取りの申込み
二 事業再生計画に従つて債権の管理又は処分をすることの同意（対象事業者に対する貸付

債権を信託財産とし、当該同意に係る事業再生計画に従つてその管理又は処分を行わせるための信託の申込みを含む。

2 前項第一号の債権の買取りの申込みは、価格を示して行うものとする。

3 機構は、買取申込み等期間の末日を、平成十七年三月三十一日以前の日としなければならない。

(一時停止)

第二十四条 機構は、関係金融機関等が対象事業者に対し債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使（以下「回収等」という。）をすることにより、買取申込み等期間が満了する前に対象事業者の事業の再生が困難となるおそれがあると認められるときは、すべての関係金融機関等に対し、前条第一項前段の求めに併せて、買取申込み等期間が満了するまでの間、回収等をしないこと（以下「一時停止」という。）を要請しなければならない。

2 機構は、前項の場合において、買取申込み等期間が満了する前に、次条第一項に規定する買取決定を行い、又は第二十八条第一項第三号の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、一時停止の要請を撤回し、その旨をすべての関係金融機関等に通知しなければならない。

(買取決定)

第二十五条 機構は、買取申込み等期間が満了し、又は買取申込み等期間が満了する前にすべての関係金融機関等から買取申込み等があったときは、速やかに、それぞれの買取申込み等（第二十三条第一項の債権の買取りの申込み又は信託の申込みをする旨のものに限る。第三項において同じ。）に対し、支援基準に従つて、債権買取り等を行うかどうかを決定しなければならない。この場合において、債権買取り等をする旨の決定（以下「買取決定」という。）をするときは、一括して行わなければならない。

2 前項の場合において、機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取取りをすることができる

と見込まれるものの額及び同意に係るものの額の合計額が、対象事業者の事業の再生に必要と認められる額としてあらかじめ機構が定めた額（以下「必要債権額」という。）に満たないときは、買取決定を行つてはならない。

3 第一項の場合において、関係金融機関等が一時停止の要請に反して回収等をしたときは、機構は、当該関係金融機関等からの買取申込み等に対し、買取決定を行つてはならない。

4 機構は、買取決定を行おうとするときは、あらかじめ、主務大臣の意見を聴かなければならない。

(買取価格)

第二十六条 機構が債権の買取りを行う場合の価格は、支援決定に係る事業再生計画を勧案した適正な時価を上回つてはならない。

(買取申込み等期間の延長)

第二十七条 機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取取りをすることができるものと見込まれるものの額及び同意に係るものの額の合計額が、買取申込み等期間が満了しても必要債権額に満たないことになると見込まれるときは、当該買取申込み等期間の延長を決定することができる。この場合において、当該延長する買取申込み等期間の末日は、支援決定の日から起算して三月以内でなければならない。

2 機構は、前項の規定により買取申込み等期間の延長を決定したときは、直ちに、その旨をすべての関係金融機関等に通知するとともに、いまだ買取申込み等をしていない関係金融機関等に対し、当該延長した買取申込み等期間内に買取申込み等をするよう求めなければならない。

3 第二十三条第二項及び第三項並びに第二十四条から前条まで並びに第一項の規定は、同項の規定により買取申込み等期間の延長を決定した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「買取申込み等期間」とあるのは「延長した買取申込み等期間」と、第二十四条第一項中「前条第一項前段の求め」とあるのは

「第二十七条第二項の通知」と読み替えるものとする。

(支援決定の撤回)

第二十八条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。

一 買取申込み等期間（前条第一項前段の規定により延長した買取申込み等期間を含む。以下この項において同じ。）が満了しても、買取申込み等がなかったとき。

二 第二十三条第一項第二号の同意をする旨の買取申込み等に係る債権額のみで必要債権額を満たした場合を除き、買取決定を行わなかったとき。

三 買取申込み等期間内に、関係金融機関等が一時停止の要請に反して回収等を行ったことにより、他の関係金融機関等による買取申込み等に係る債権額では必要債権額に満たないことが明らかになったとき。

四 買取申込み等期間内に、対象事業者が破産宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者及び関係金融機関等（同項第一号に掲げる場合にあっては対象事業者、同項第二号に掲げる場合にあっては対象事業者及び買取申込み等をした関係金融機関等）に対し、その旨を通知しなければならない。

(債権又は持分の譲渡その他の処分の決定等)

第二十九条 機構は、対象事業者に係る債権又は持分の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、主務大臣の意見を聴かなければならない。

2 第二十一条第五項及び第六項の規定は、経済情勢の変化に伴い、機構が支援決定に係る事業再生計画に予定していない債務の免除を行う必要が生じた場合における当該債務の免

除に係る前項の決定に関し、同項の規定により主務大臣が意見を聴かれた場合について準用する。

3 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、買取決定の日から三年以内に、当該買取決定に係る対象事業者につき、すべての債権及び持分の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

4 機構が貸付債権の信託の引受けを行う場合における信託契約の期間は、三年を超えてはならない。

5 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限までの期間は、買取決定の日から三年を超えてはならない。

(決定の公表)

第三十条 機構は、次に掲げる決定を行ったときは、速やかに、その旨及びその他主務省令で定める事項を公表しなければならない。

一 支援決定又はその撤回

二 買取決定

三 対象事業者に係る債権又は持分の譲渡その他の処分の決定

(資金の貸付けに関する機構の確認)

第三十一条 対象事業者に係る支援決定の時から買取決定の時までの間に当該対象事業者が資金の貸付けを行おうとする金融機関等は、機構に対し、当該貸付けが次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。

一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであること。

二 対象事業者の事業再生計画に、当該貸付けに係る債権の弁済を機構及び第二十三条第一項第二号の同意をした関係金融機関等（以下この号並びに次条及び第三十三条において「機構等」という。）が有する他の債権の弁済よりも優先的に取り扱う旨が記載されていること（当該事業再生計画に、機構等が対象事業者の債務を免除する旨が記載されている場

合に限る。)

2 機構は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該金融機関等に通知するとともに、公告するものとする。

3 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又はインターネットを利用する主務省令で定める方法でしなければならない。

4 機構は、第一項の確認を行った場合において、当該対象事業者に係る買取決定を行ったときは、直ちに、その旨を当該確認を受けた金融機関等に通知するものとし、当該金融機関等がその通知を受けた時までに当該確認に係る貸付けを行っていないときは、当該確認は、その効力を失う。

(再生手続の特例)

第三十二条 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。)は、機構が対象事業者に係る買取決定の時から当該対象事業者に係るすべての債権及び持分についての譲渡その他の処分の決定の時までの間に当該対象事業者について再生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該対象事業者の債務を免除している場合に限る。)において、前条第一項の規定により機構が確認を行った貸付けに係る再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差等を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、次に掲げる事項を考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第百五十五条第一項に規定する差等を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断しなければならない。

一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていること。

二 機構等が事業再生計画に従って対象事業者の債務を免除していること及びその額

2 裁判所は、前項に規定する差等が設けられた再生計画案が提出され、又は可決された場合には、機構に対し、意見の陳述を求めることができる。

(更生手続についての準用)

第三十三条 前条の規定は、機構が対象事業者に係る買取決定の時から当該対象事業者に係るすべての債権及び持分についての譲渡その他の処分の決定の時までの間に当該対象事業者について更生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該対象事業者の債務を免除している場合に限る。)について準用する。この場合において、同条第一項中「再生事件」とあるのは「更生事件(会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二条第三項に規定する更生事件をいう。以下同じ。))と、「再生債権」とあるのは「更生債権(同法第二条第八項に規定する更生債権をいう。以下同じ。))とこれと同一の種類の他の更生債権」と、同条中「差等」とあるのは「差」と、「再生計画案」とあるのは「更生計画案」と、同条第一項中「民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第百五十五条第一項」とあるのは「同法第六十八條第一項」と読み替えるものとする。

(資料の交付又は閲覧)

第三十四条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める者の業務又は財産の状況に関する資料の提出を求めることができる。

一 再生支援の申込みをした事業者又は金融機関等 当該事業者

二 対象事業者又は関係金融機関等 対象事業者

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを機構に提出しなければならない。

3 国、都道府県又は日本銀行は、機構がその業務を行うために必要があると認めて要請をし

たときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第五章 財務及び会計

(予算の認可)

第三十五条 機構は、毎営業年度の開始前に、当該営業年度の予算を主務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(利益配当の特例)

第三十六条 機構は、各営業年度において、企業一般の配当の動向その他の経済事情及び機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を超えて、発行済株式に対し、利益の配当を行わないものとする。

(利益処分等の決議)

第三十七条 機構の利益の処分又は損失の処理の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第三十八条 機構は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(借入金及び社債)

第三十九条 機構は、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れをし、又は社債の発行をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、日本銀行からの資金の借入れは、日本銀行以外の者からの資金の借入れ又は機構の社債の発行を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときに限り、行うものとする。

2 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えないこととなる。日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十三条第一項本文の規定にかかわらず、機構に対し、第一項の資金の貸付けをすることができない。

4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けず、第一項の資金の貸付けをすることができない。

(政府保証)

第四十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は社債に係る債務について、保証契約をすることができない。

第六章 監督

第四十一条 機構は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ、(報告及び検査)

第四十二条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 解散等

(機構の解散)

第四十三条 機構は、第十九条第一項に規定する業務の完了により解散する。

(合併、分割又は解散の決議)

第四十四条 機構の合併、分割又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生

しない。

(残余財産の分配の特例)

第四十五条 機構が解散した場合において、株主に分配することができる残余財産の額は、株式の発行価額の総額に機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を乗じて得た金額を限度とする。

2 残余財産の額が前項の規定により株主に分配することができる金額を超えるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は、商法第四百二十五条の規定にかかわらず、国庫に帰属する。

(政府の補助)

第四十六条 政府は、機構が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

第八章 預金保険機構の業務の特例等

(預金保険機構の業務の特例)

第四十七条 預金保険機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の設立の発起人となり、及び機構に対し出資を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 預金保険機構は、前項第一号の規定による出資を行うおとるときは、運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。以下同じ。)の議決を経て出資する金額を定め、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

(区分経理)

第四十八条 預金保険機構は、前条第一項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「産業再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(借入金及び預金保険機構債券)

第四十九条 預金保険機構は、第四十七条第一項に規定する業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者(日本銀行を除く。)から資金の借入れ(借換えを含む。次項及び次条において同じ。)をし、又は預金保険機構債券(以下「債券」という。)の発行(債券の借換えのための発行を含む。次項において同じ。)をすることができる。

2 預金保険機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債券の発行を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができる。

3 第一項の規定による借入金の現在額、同項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額及び前項の規定による借入金の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

4 第三十九条第四項の規定は第一項の資金の貸付けについて、同条第三項の規定は第二項の資金の貸付けについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「預金保険機構」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定により発行される債券とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

(政府保証)

第五十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、預金保険機構の前条第一項若しくは第二項の借入れ又は同条第一項の債券に係る債務の保証をすることができる。

(拠出金)

第五十一条 預金保険機構は、第四十七条第一項に規定する業務を行うため必要な資金(当該資

金の借入れ(借換えを含む。)又は当該資金を調達するために発行した債券(借換えのために発行した債券を含む。)に係る債務の償還に必要な資金を含む。)の財源に充てるため、金融機関その他の者から拠出金の拠出を受けることができる。

(産業再生勘定の廃止)

第五十二条 預金保険機構は、機構の解散の日以後の政令で定める日において、産業再生勘定を廃止するものとする。

2 預金保険機構は、前項の規定により産業再生勘定を廃止した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、運営委員会の議決を経て、当該残余財産の額を、前条の規定により拠出金を拠出した金融機関その他の者に對し、その拠出金の額に応じて分配するものとする。

(預金保険法の特例)

第五十三条 第四十七条第一項の規定により預金保険機構が同項に規定する業務を行う場合には、預金保険法第十五条第五号中「事項」とあるのは、「事項(株式会社産業再生機構法(以下「機構法」という。)の規定による機構の業務に係るものを除く。)」と、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは、「業務(機構法第四十七条第一項に規定する業務を除く。)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第五十一条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)」とあるのは、「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法第四十七条第一項に規定する業務を除く。)」と、同法第一百五十一条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは、「第三十四条に規定する業務及び機構法第四十七条第一項に規定する業務」とする。

第九章 雑則

(主務大臣)

第五十四条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。

ただし、第四十二条第一項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣、財務大臣又は経済産業大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

2 この法律における主務省令は、内閣府令・財務省令・経済産業省令とする。

(権限の委任)

第五十五条 内閣総理大臣は、前章の規定による権限を金融庁長官に委任する。

(課税の特例)

第五十六条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記がされるものに限り、登録免許税を課さない。

(産業活力再生特別措置法との関係)

第五十七条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、産業活力再生特別措置法第三条第一項の事業再構築計画の認定、同法第五条第一項の共同事業再編計画の認定又は同法第六条第一項の経営資源再活用計画の認定の申請を促すこと等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

(金融庁又は日本銀行に対する協力要請)

第五十八条 機構は、債権の買取りに際しての適正な時価の算定等のため必要があると認めるときは、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求めることができる。

(預金保険機構及び特定協定銀行との協力等)

第五十九条 機構は、第十九条第一項第一号に掲げる業務その他の業務の実施に当たっては、預金保険機構及び特定協定銀行(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)第五十三条第一項第二号に規定

する特定協定銀行をいう。との協力体制の充
実を図りつつ、適正かつ効率的に行うよう努め
なければならない。

(政府関係金融機関等の協力等)

第六十条 第二条第一項第五号に掲げる法人(以
下「政府関係金融機関等」という。)は、機構
が第二十三条第一項の規定により買取申込み等
をするよう求めた場合において、当該買取申込
み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものである
ときは、これに応じるよう努め、当該買取申込
み等が同項第二号の同意をする旨のものであつ
た場合には、当該同意に係る事業再生計画に
従つて対象事業者の債務の免除その他の必要な
協力をしなければならない。

2 政府関係金融機関等を所管する大臣及び財務
大臣は、当該政府関係金融機関等が対象事業
者に係る債権を機構に譲渡し、又は事業再生計
画に従つて対象事業者の債務を免除した場合にお
ける決算に関する書類の承認をすることがどうかの
判断(財務大臣にあっては、承認の協議におけ
る判断を含む。)に当たつては、対象事業者の
事業の再生を通じて我が国の産業の再生及び信
用秩序の維持を図るとのこの法律の趣旨を尊重
しなければならない。

第十章 罰則

第六十一条 機構の役員又は職員が、その職務に
関して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは
約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。
これによつて不正の行為をし、又は相当の行為
をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、
没収する。その全部又は一部を没収することが
できないときは、その価額を追徴する。

第六十二条 前条第一項の賄賂を供与し、又はそ
の申込み若しくは約束をした者は、三年以下の
懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その
刑を減軽し、又は免除することができる。
第六十三条 第十三条の規定に違反してその職務

上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用し
た者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰
金に処する。

第六十四条 第四十二条第一項の規定による報告
をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の
規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し
た場合には、その違反行為をした機構の役員又
は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合
には、その違反行為をした機構の役員は、百万
円以下の過料に処する。

一 第四条第二項の規定に違反して、新株を発
行したとき。
二 第十八条第一項の規定に違反して、登記す
ることを怠つたとき。
三 第十九条第二項の規定に違反して、業務を
行つたとき。

四 第二十二條第四項、第二十五條第四項又は
第二十九條第一項の規定に違反して、主務大
臣の意見を聴かなかつたとき。

五 第三十五條の規定に違反して、予算の認可
を受けなかつたとき。

六 第三十八條の規定に違反して、貸借対照表、
損益計算書及び営業報告書の承認を受けな
かつたとき。

七 第三十九條第一項の規定に違反して、資金
を借り入れ、又は社債を発行したとき。

八 第四十一条第二項の規定による命令に違反
したとき。

第六十六条 第五条第二項の規定に違反して産業
再生機構という名称を用いた者は、十万円以下
の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第二章、第十一条(第四項を除く。)、第十
二条、第二十一条、第八章、第五十四条及び
第五十五条の規定 公布の日
二 第四十一条第四項の規定 公布の日又は平成
十五年四月一日のいずれか遅い日

(名称についての経過措置)
第二条 この法律の施行の際、現に産業再生機構
という名称を使用している者については、第五
条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、
適用しない。

(予算についての経過措置)
第三条 機構の成立の日の属する営業年度の予算
については、第三十五条中「毎営業年度の開始
前」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」と
する。

(罰則についての経過措置)
第四条 この法律の施行前にした預金保険法第百
五十一条第三号に該当する違反行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(検討)
第五条 政府は、この法律の施行後二年以内に、
この法律の施行状況、特殊法人等改革基本法平
成十三年法律第五十八号) 第三条に規定する基
本理念、社会経済情勢の変化等を勘案し、機構
に係る制度について検討を加え、必要があると
認めるときは、その結果に基づいて所要の措置
を講ずるものとする。

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法
律の整備等に関する法律案
株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係
法律の整備等に関する法律

(中小企業信用保険法の一部改正)
第一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律
第二百六十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項第八号中「をいう。」の下に「又
は株式会社産業再生機構」を加える。
(金融機能の再生のための緊急措置に関する法
律の一部改正)

第二条 金融機能の再生のための緊急措置に関す
る法律(平成十年法律第百三十二号)の一部を
次のように改正する。
第五十三条第一項第一号に次のように加え
る。

ホ 株式会社産業再生機構
第五十三条第二項第三号中「平成十六年三月
三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改
め、同項に次の一号を加える。

四 株式会社産業再生機構 株式会社産業再
生機構から資産の買取りの申込みがなされ
た場合又は資産の買取りに係る入札の実施
の広告若しくは申出がなされた場合
第五十四条第一項第一号の二「前条第一項
第一号二」の下に「又はホ」を加える。

第五十五条第一項中「同項第三号」の下に「若
しくは第四号」を加える。
第七十六条第三項中「買取り」の下に「(平
成二十年四月一日以後に株式会社産業再生機構
から資産の買取りの申込みがなされた場合又は
資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは
申出がなされた場合に係るものを除く。)」を加
える。

(株式会社産業再生機構法の一部改正)
第三条 株式会社産業再生機構法(平成十五年法
律第 号)の一部を次のように改正する。
第二十条第二項中「第十条第四項」を「第十
条第三項」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)
第四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九
号)の一部を次のように改正する。
附則第二条に次の一項を加える。

4 内閣府は、第三条第二項の任務を達成する
ため、第四条第三項及び前三項に規定する事
務のほか、政令で定める日までの間、株式会
社産業再生機構に関する次に掲げる事務をつ
かさどる。
一 次に掲げる事項の認可に関すること。

イ 設立

- ロ 定款の変更の決議
- ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議

- ニ 合併、分割及び解散の決議
- 二 関係行政機関の事務の調整に関すること

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、株式会社産業再生機構法の施行の日から施行する。ただし、第三条の規定は、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）附則第五十八条の規定の施行の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、中小企業をめぐる金融の状況等を勘案しつつ、第一条の規定による改正後の中小企業信用保険法第二条第三項第八号の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（小字及び一は衆議院修正）

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律

産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第二条の三」に、「事業再構築の円滑化」を「事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用の円滑化」に、「第三章 創業及び中小企業者による新事業の開拓の支援」

（第二十二條―第二十九條）を 第一章 中小企業 第二節 中小

業の活力の再生 及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化（第 企業再生支援体制の整備（第二十九條―第二十九

二十二條―第二十八條）に、「第三十八條」を（第三十九條）に改める。

第一条中「事業再構築」の下に、「共同事業再編及び経営資源再活用」を加え、「創業及び中小企業者による新事業の開拓」を「中小企業の活力の再生」に改める。

第二条第二項第一号中「第十四条第一号並びに第十七条第一項、第四項及び第五項において「事業構造変更」という。」を削り、同号イ中「合併」を「株式交換、株式移転、合併、会社の分割」に改め、同号ロ中「廃業」の下に、「株式交換、株式移転、会社の分割」を加え、同項第二号中「第十七条及び第二十條第一項において」を「以下」に改め、同条第六項を同条第九項とし、同条第三項から第五項までを三項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 この法律において「共同事業再編」とは、過剰供給構造（供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。以下同じ。）にあるものとして次条に規定する基本指針に定める基準に適合する事業分野（以下「特定事業分野」という。）に属する事業を行う二以上の事業者が共同して行う過剰供給構造の解消を目的とした事業活動であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 施設の相当程度の撤去、設備の相当程度の廃棄その他の方法により当該事業分野における供給能力を減少させるものであること。
- 二 当該二以上の事業者及びこれらの関係事業者に係る株式交換、株式移転、合併、会社の分割、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、会社の設立又は清算その他政令で定める組織の再編成を伴うものであること。

4 この法律において「経営資源再活用」とは、合併、営業の譲受けその他これらに準ずるものにより他の事業者から事業を承継し、当該事業

に係る当該他の事業者の経営資源を有効に活用して当該事業の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動をいう。

5 この法律において「事業革新設備」とは、第二項第二号イからハまでに掲げる事業革新に必要な設備であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該設備を導入しようとする事業者が現に有しておらず、かつ、初めて導入するものであること。
- 二 当該設備を導入しようとする事業者が自ら行った研究開発の成果である新技術を利用したものであること。

第二章 第二条の次に次の二条を加える。

（基本指針）

第二条の二 経済産業大臣は、我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 我が国産業の活力の再生に関する基本的事項

二 事業再構築に関する次に掲げる事項

- イ 事業再構築による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項
- ロ 事業再構築の実施方法に関する事項
- ハ イ及びロに掲げるもののほか事業再構築に関する重要事項

三 共同事業再編に関する次に掲げる事項

- イ 過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項
- ロ 共同事業再編による供給能力の減少に関する目標の設定に関する事項
- ハ 共同事業再編の実施方法に関する事項
- ニ イ、ロ及びハに掲げるもののほか共同事業再編に関する重要事項

四 経営資源再活用に関する次に掲げる事項

- イ 経営資源再活用による生産性の向上に関

する目標の設定に関する事項

- ロ 経営資源再活用の実施方法に関する事項
- ハ イ及びロに掲げるもののほか経営資源再活用に関する重要事項

五 事業革新設備の導入に関する次に掲げる事項

- イ 導入すべき事業革新設備の基準に関する事項
- ロ イに掲げるもののほか事業革新設備の導入に関する重要事項

六 その他我が国産業の活力の再生に関する重要事項

3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（事業分野別指針）

第二条の三 主務大臣は、基本指針に基づき、所管に係る事業分野のうち、過剰供給構造にある事業分野であつて当該事業分野の特性に応じた産業の活力の再生を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野に係る産業の活力の再生に関する指針（以下「事業分野別指針」という。）を定めることができる。

2 事業分野別指針においては、当該事業分野における共同事業再編の実施方法その他の当該事業分野に係る産業の活力の再生に関し必要な事項を定めるものとする。

3 主務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、事業分野別指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議しな

ければならない。

5 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

「第二章 事業再構築の円滑化」を「第二章 事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用」に改める。

第三条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第三項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 事業再構築による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標

第三条第六項を同条第七項とし、同条第五項一号を次のように改める。

一 当該事業再構築計画が基本指針（当該事業再構築計画に係る中核的事業について前条第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあっては、基本指針及び当該事業分野別指針）に照らし適切なものであること。

第三条第五項第七号中「事業再構築計画」の下に「又は同一の業種に属する他の事業者から営業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再構築計画」を加え、同号イ中「二以上の」を「申請を行う」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 当該事業再構築計画に係る事業再構築が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。

第三条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 事業再構築計画には、事業再構築の実施のために事業革新設備を導入する旨を記載することができる。

「認定事業者」を「認定事業再構築事業者」に改め、同条第五項中「前条第五項及び第六項」を「前条第六項及び第七項」に改める。

第五条を次のように改める。

（共同事業再編計画の認定）

第五条 同一の特定事業分野に属する事業を営む二以上の事業者は、その実施しようとする共同事業再編に関する計画（以下「共同事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 共同事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 共同事業再編の目標

二 共同事業再編による供給能力の減少の程度を示す指標

三 共同事業再編の内容及び実施時期

四 共同事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 共同事業再編に伴う労務に関する事項

3 共同事業再編計画には、次に掲げる事項に関する計画を含めることができる。

一 関係事業者が当該事業者の共同事業再編のために行う措置に関する事項

二 共同事業再編に必要な資金を確保するために行う資本の相当程度の増加（これと同時に資本、資本準備金又は利益準備金（以下「資本等」という。）の減少を行うとする場合）にあっては、当該資本等の減少を含む。）に関する事項

三 共同事業再編に伴って行おうとする資産の譲渡又は譲受けに関する事項

四 共同事業再編に伴って行おうとする事業革新設備の導入その他の事業革新に関する事項

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その共同事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該共同事業再編計画が基本指針（当該共同事業再編計画に係る特定事業分野について第二条の三第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあっては、基本指針及び当該事業分野別指針）に照らし適切なものであること。

二 当該共同事業再編計画に係る共同事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該共同事業再編計画に係る共同事業再編が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

四 当該共同事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

五 次のイ及びロに適合すること。

イ 第一項の認定の申請を行う事業者と当該特定事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る共同事業再編計画の内容を公表するものとする。

第五条の次に次の一条を加える。

（共同事業再編計画の変更等）

第五条の二 前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る共同事業再編計画に従って合併により設立された法人を含む。以下「認定共同事業再編事業者」という。）は、当該認定に係る共同事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定共同事業再編事業者又はその関係事業者が当該認定に係る共同事業再編計画（前項の規定による認定の変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定共同事業再編計画」という。）に従って共同事業再編のための措置を行っていないと認めるときは、その

認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定共同事業再編計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定共同事業再編事業者に対して、当該認定共同事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定に準用する。

第六条の見出し中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に改め、同条第一項を次のように改める。

事業者は、その実施しようとする経営資源再活用（当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。）に関する計画（以下「経営資源再活用計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

第六条第二項中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に改め、同項第一号中「認定事業者」を「他の事業者」に改め、同項第三号中「活用事業」を「経営資源再活用」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「活用事業」を「経営資源再活用」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 経営資源再活用の目標

三 経営資源再活用による他の事業者から承継する事業の生産性の向上の程度を示す指標

第六条第二項に次の一号を加える。

六 経営資源再活用に伴う労務に関する事項

第六条第三項中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に、「当該活用事業」を「当該経営資源再活用」に、「認定事業者」を「他の事業者」に、「譲り受け」を「承継」に、「特定活用事業者」を「特定経営資源再活用事業者」に改め、同条第四項中「その活用事業計画」を「その経営資源再活用計画」に改め、同項第一号を次のように

改める。

一 当該経営資源再活用計画が基本指針（当該経営資源再活用計画に係る他の事業者から承継する事業について第二条の三第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあっては、基本指針及び当該事業分野別指針）に照らし適切なものであること。

第六条第四項第二号を削り、同項第三号中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に、「活用事業が」を「経営資源再活用が」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 当該経営資源再活用計画に係る経営資源再活用が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。

第六条第四項第四号中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に、「活用事業が」を「経営資源再活用が」に改め、同項に次の二号を加える。

五 当該経営資源再活用計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六 他の事業者から承継する事業と同一の事業分野に属する事業を営む事業者の申請に係る経営資源再活用計画にあっては、次のイ及びロに適合すること。

イ 当該申請を行う事業者と当該申請に係る他の事業者から承継する事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

第六条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

四 経営資源再活用計画には、次に掲げる事項に関する計画を含めることができる。

一 経営資源再活用に必要な資金を確保するために資本等の増減を行おうとする場合（これと同時に資本等の減少を行おうとする場合）にあっては、当該資本等の減少を含む。）に関する事項

二 経営資源再活用に伴って行おうとする事業

革新設備の導入その他の事業革新に関する事項

三 経営資源再活用に伴って行おうとする施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄に関する事項

第六条に次の一項を加える。

六 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る経営資源再活用計画の内容を公表するものとする。

第七条の見出し中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に改め、同条第一項中「活用事業計画」を「経営資源再活用計画」に改め、

同条第二項中「認定活用事業者」を「認定経営資源再活用事業者」に改め、同条第三項中「認定経営資源再活用計画」を「認定経営資源再活用計画」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項及び第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

三 主務大臣は、認定経営資源再活用計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定経営資源再活用事業者に対して、当該認定経営資源再活用計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

四 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消をしたときは、その旨を公表するものとする。

第七条の次に次の一条を加える。

（公正取引委員会との関係）

第七條の二 主務大臣は、同一の業種に属する事業を営む二以上の事業者の申請に係る事業再構築計画若しくは同一の業種に属する他の事業者から営業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再構築計画について第三条第一項の認定（第四条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合、共同事業再編計画について第五条第一項の認定

（第五条の二第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合又は他の事業者から承継する事業と同一の事業分野に属する事業を営む事業者の申請に係る経営資源再活用計画について第六条第一項の認定（前条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合においては、必要があると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、事業再構築計画に従って行おうとする事業再構築のための措置、共同事業再編計画に従って行おうとする共同事業再編のための措置又は経営資源再活用計画に従って行おうとする経営資源再活用のための措置が当該事業再構築に係る業種、当該共同事業再編に係る特定事業分野又は当該経営資源再活用に係る他の事業者から承継する事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする。

二 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、前項の規定による送付に係る事業再構築計画、共同事業再編計画又は経営資源再活用計画について意見を述べるものとする。

三 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再構築計画、共同事業再編計画又は経営資源再活用計画であつて主務大臣が第三条第一項の認定、第五条第一項の認定又は第六条第一項の認定をしたものに從つてする行為について、当該認定後の経済的事情の変化により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

第八条から第十条までを次のように改める。

（事業革新設備導入計画の認定）

第八条 事業者は、その実施しようとする事業革新設備の導入に関する計画（以下「事業革新設備導入計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

二 事業革新設備導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業革新設備の導入の目標

二 導入しようとする事業革新設備の内容及び導入時期

三 事業革新設備の導入に必要な資金の額及びその調達方法

主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業革新設備導入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該事業革新設備導入計画が基本指針（当該事業革新設備導入計画に係る事業革新設備を導入しようとする事業について第二条の三第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあっては、基本指針及び当該事業分野別指針）に照らし適切なものであること。

二 当該事業革新設備導入計画に係る事業革新設備の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該事業革新設備導入計画に係る事業革新設備の導入が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。

（事業革新設備導入計画の変更等）

第九条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定事業革新設備導入事業者」という。）は、当該認定に係る事業革新設備導入計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

二 主務大臣は、認定事業革新設備導入事業者が当該認定に係る事業革新設備導入計画（前項の規定による認定の変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業革新設備導入計画」という。）に従つて事業革新設備の導入を行つ

（第五条の二第二項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合又は他の事業者から承継する事業と同一の事業分野に属する事業を営む事業者の申請に係る経営資源再活用計画について第六条第一項の認定（前条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとする場合においては、必要があると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、事業再構築計画に従って行おうとする事業再構築のための措置、共同事業再編計画に従って行おうとする共同事業再編のための措置又は経営資源再活用計画に従って行おうとする経営資源再活用のための措置が当該事業再構築に係る業種、当該共同事業再編に係る特定事業分野又は当該経営資源再活用に係る他の事業者から承継する事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする。

二 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、前項の規定による送付に係る事業再構築計画、共同事業再編計画又は経営資源再活用計画について意見を述べるものとする。

三 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再構築計画、共同事業再編計画又は経営資源再活用計画であつて主務大臣が第三条第一項の認定、第五条第一項の認定又は第六条第一項の認定をしたものに從つてする行為について、当該認定後の経済的事情の変化により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

第八条から第十条までを次のように改める。

（事業革新設備導入計画の認定）

第八条 事業者は、その実施しようとする事業革新設備の導入に関する計画（以下「事業革新設備導入計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

ていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定事業革新設備導入計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定事業革新設備導入事業者に対して、当該事業革新設備導入計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定に準用する。

(現物出資及び財産引受の調査に関する特例)

第十条 事業者が認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画（以下「認定計画」と総称する。）に従ってその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社又は有限会社（以下第十二条までにおいて「会社」という。）を設立する場合における当該新たに設立される会社の取締役（新たに設立される会社が株式会社であり、かつ、その設立に際して発行する株式の総数を発起人が引き受けない場合にあつては、当該新たに設立される会社の発起人）に係る商法（明治三十二年法律第四十八号）第百七十三条第二項第一号（同法第百八十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第十二条ノ二第二項の規定の適用については、商法第百七十三条第二項第一号及び有限会社法第十二条ノ二第二項中「超エザル場合」とあるのは、「超エザル場合並ニ産業活力再生特別措置法第十条第一項ニ規定スル場合」とする。

2 前項の場合における商業登記法（昭和三十一年法律第百二十五号）第八十条及び第九十五条の規定の適用については、同法第八十条中「次の書類」とあるのは「次の書類（第五号に掲げる書類を除く。）及び産業活力再生特別措置法第三條第一項、第五條第一項又は第六條第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従つた財産の出資又は譲渡であることを証する書面」と、同

法第九十五条中「次の書類」とあるのは「次の書類（第三号に掲げる書類を除く。）及び産業活力再生特別措置法第三條第一項、第五條第一項又は第六條第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従つた財産の出資又は譲渡であることを証する書面」とする。

第十二条及び第十三条を削り、第十一条第一項中「認定事業再構築計画又は認定活用事業計画」を「認定計画」に改め、同条を第十三条とし、第十条の次に次の十二条を加える。

(事後設立の調査に関する特例)

第十一条 会社が認定計画に従つて商法第二百四十六條第一項又は有限会社法第四十条第三項の契約を受け、営業のために継続して使用する財産を譲り受ける場合における当該会社の取締役（株式会社の場合の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（次条において「委員会等設置会社」という。）にあつては、執行役等については、商法第二百四十六條第二項（有限会社法第四十条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(新株発行等に係る現物出資の調査に関する特例)

第十二条 事業者が認定計画に従つてその財産の全部又は一部を他の会社に出資する場合における当該他の会社の取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）については、商法第二百八十条ノ八第一項及び有限会社法第五十二条ノ三第一項の規定は、適用しない。

2 前項の場合における商業登記法第八十二条及び第九十六条の規定の適用については、同法第八十二条中「次の書類」とあるのは「次の書類（第二号の検査役の調査報告を記載した書面及び第三号に掲げる書類を除く。）及び産業活力再生特別措置法第三條第一項、第五條第一項又は第六條第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従つた財産の出資であることを証する書面」と

と、同法第九十六条第二号中「第八十二条第二号から第四号までに掲げる書面」とあるのは「第八十二条第二号に掲げる書面（検査役の調査報告を記載した書類を除く。）及び同条第四号に掲げる書面並びに産業活力再生特別措置法第三條第一項、第五條第一項又は第六條第一項の主務大臣の認定を受けた計画に従つた財産の出資であることを証する書面」とする。

(簡易営業譲渡に関する特例)

第十二条の二 認定事業再構築事業者、認定共同事業再編事業者若しくは認定経営資源再活用事業者（以下「認定事業者」と総称する。）又はこれらの関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて営業全部の譲渡をするものに係る商法第二百四十五条ノ五第一項の規定の適用については、同項中「二十分の一」とあるのは、「五分の一」とする。

2 認定事業者の特定関係事業者（関係事業者であつて、当該認定事業者又はその完全子会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下同じ。）がその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものをいう。以下同じ。）であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等（当該認定事業者の他の特定関係事業者又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業者の特定関係事業者をいう。以下同じ。）から営業全部の譲受けをする場合においては、当該営業全部の譲受けをする特定関係事業者は、同法第二百四十五条第一項の規定による決議（次項において単に「決議」という。）を得ることを要しない。

3 前項の場合においては、同項の規定により決議を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第二百四十五条ノ五第一項の規定により決議を得ることを要しないこととされた会社とみなして同条第二項から第六項までの規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件

手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を適用する。

(簡易営業譲渡に関する特例)

第十二条の三 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が、認定計画に従つて、営業譲渡（商法第二百四十五条第一項第一号の営業の重要な一部の譲渡をいう。以下この条において同じ。）であつて当該営業譲渡をする株式会社が譲り渡す財産について当該会社の会計帳簿に記載し、又は記録した価額の合計額が当該会社の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の五分の一を超えないものをする場合においては、当該認定事業者又はその関係事業者である株式会社は、同項の規定による決議を得ることを要しない。

2 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等に対して営業譲渡（当該特定関係事業者が譲り渡す財産について当該特定関係事業者の会計帳簿に記載し、又は記録した価額の合計額が当該特定関係事業者の最終の貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の五分の一を超えないものを除く。）をする場合においては、当該営業譲渡をする特定関係事業者は、商法第二百四十五条第一項の規定による決議を得ることを要しない。

3 商法第二百四十五条ノ五第二項から第六項まで並びに非訟事件手続法第二百六条第一項及び第三百三十二条ノ六第一項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、商法第二百四十五条ノ五第二項、第三項及び第六項中「営業全部ノ譲受」とあるのは、「営業ノ重要ナル一部ノ譲渡」と読み替へるものとする。

(簡易株式交換に関する特例)

第十二条の四 認定事業者又はその関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて株式交換（当該株式会社が完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以

（下同じ。）となるものに限る。）をするものに係る同法第三百五十八条第一項の規定の適用については、同項中「二十分ノ一」とあるのは「五分ノ一」と、「五十分ノ一」とあるのは「十分ノ一」とする。

2 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会
社であるものが、認定計画に従つて、当該認定
事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業
者等と株式交換をする場合においては、当該株
式交換をする特定関係事業者は、商法第三百五
十三条第一項の規定による承認（次項において
単に「承認」という。）を得ることを要しない。

3 前項の場合においては、同項の規定により承認を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第三百五十八条第一項の規定により承認を得ることを要しないこととされた会社とみなして同条第三項から第九項までの規定並にこれらに係る同法及び非訟事件手続法の規定を適用する。

4 第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十九条の第三第一項の規定の適用については、同項中「次の書類」とあるのは「次の書類、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この項において単に「認定」という。）を受けたこと」を証する書面（同法第十二条の四第一項の認定事業者の関係事業者又は同条第二項の認定事業者の特定関係事業者にあつては、認定を受けた事業者の特定関係事業者又は特定関係事業者であることを証する書面を含む。）及び認定を受けた計画に従つた株式交換であることを証する書面」と、同項第二号中「議事録」とあるのは「議事録（当該完全子会社が同法第十二条の四第二項の株式交換をする特定関係事業者である場合にあつては、取締役会の議事録」とする。

第十二条の五 認定事業者又はその関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて新設分

割（当該分割により設立する会社が分割をする会社に対し、新設分割に際して発行する株式の総数を割り当てるものに限る。次項において「特定新設分割」という。）をするものに係る商法第三百七十四条ノ六第一項の規定の適用については、同項中「二十分の一」とあるのは、「五分の一」とする。

2 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会
社であるものが、認定計画に従つて、新設分割
(特定新設分割であつて、当該特定関係事業者
が分割により設立する会社に承継させる財産に
ついて当該特定関係事業者の会計帳簿に記載
し、又は記録した価額の合計額が当該特定関係
事業者の最終の貸借対照表の資産の部に計上し
た額の合計額の五分の一を超えないものを除
く)をする場合においては、当該新設分割を
する特定関係事業者は、商法第三百七十四条第
一項の規定による承認(第四項において単に「承
認」という。)を得ることを要しない。

3 前項の場合においては、同項の新設分割をする特定関係事業者である株式会社は、分割計画書を作成した日から二週間以内に、分割の時期及び商法第三百七十四条第一項の承認を受けないで分割をする旨を公告し、又は各株主に通知しなければならない。

4 第二項の場合においては、同項の規定により承認を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第三百七十四条ノ六第一項の規定により承認を得ることを要しないこととされた会社とみなして同条第二項及び第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「第三百七十四条ノ四第一項中」「第三百七十四条第一項ノ承認ノ決議ノ日」トアルハ「分割計画書ヲ作リタル日」トシ、第三百七十四条ノ三ノ規定ハ之ヲ適用セズ」とあるのは、「第三百七十四条ノ三第一項中」「第三百七十四条第一項ノ株主總會ニ先チ」トアルハ「産業活力再生特別措置法第十二条の五第三項ノ規定ニ

依ル公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間内ニ」ト、「通知シ且総会ニ於テ分割計畫書ノ承認ニ反対シタル」トアルハ「通知シタル」ト、第三百七十四条ノ四第一項中「第三百七十四条第一項ノ承認ノ決議ノ日」トアルハ「分割計畫書ヲ作リタル日」トス」とする。

5 第一項及び第二項の場合における商業登記法第八十九条の七第二項の規定の適用については、同項中「次の書類」とあるのは、「次の書類、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の主務大臣の認定（以下この項において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面（同法第十二条の五第一項の認定事業者の関係事業者又は同条第二項の認定事業者の特定関係事業者にあつては、認定を受けた事業者の特定関係事業者又は特定関係事業者であることを証する書面を含む。）及び認定を受けた計画に従つた新設分割であることを証する書面」とする。

(簡易吸収分割に関する特例)

第十二条の六 認定事業者又はその関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて吸収分割(当該株式会社が分割をする会社となるものであつて、かつ、特定吸収分割(吸収分割であつて、分割により營業を承継する会社が分割をする会社に対し、吸収分割に際して発行する株式の総数を割り当てるものをいう。次項において同じ。)であるものに限る。)をするものに係る商法第三百七十四条ノ二十二第一項の規定の適用については、同項中「二十分ノ一」とあるのは、「五分ノ一」とする。

2 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等と吸収分割（当該吸収分割をする特定関係事業者が分割をする会社となるもの）（特定吸収分割であつて、当該特定関係事業者が営業を承継する会社に承継させる財産について当該特定関係事業者の会計帳簿に記載し、又は記録した

価額の合計額が当該特定関係事業者の最終の貸
 借対照表の資産の部に計上した額の合計額の五
 分の一を超えないものを除く。）に限る。以下
 この項において同じ。）をする場合においては、
 当該吸収分割をする特定関係事業者は、商法第
 三百七十四条ノ十七第一項の規定による承認
 （第四項において単に「承認」という。）を得る
 ことを要しない。

3 前項の場合においては、同項の吸収分割をする特定関係事業者である株式会社は、分割契約書を作成した日から二週間以内に、吸収分割の時期及び商法第三百七十四条ノ十七第一項の承認を受けないで吸収分割をする旨を公告し、又は各株主に通知しなければならない。

4 第二項の場合においては、同項の規定により承認を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第三百七十四条ノ二十二第一項の規定により承認を得ることを要しないこととされた会社とみなして同条第二項及び第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「トシ、第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル第三百七十四条ノ三ノ規定ハ之ヲ適用セズ」とあるのは、「ト、第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル第三百七十四条ノ三十一第三項中「トアルハ『産業活力再生特別措置法第十二条の六第三項ノ規定ニ依ル公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間内ニ』ト、『通知シ且総会ニ於テ分割計圖書ノ承認ニ反対シタル』トアルハ『通知シタル』トス」とする。

5 認定事業者又はその関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて吸収分割（当該株式会社が分割により營業を承継する会社となるものに限る。）をするものに係る商法第三百七十四条ノ二十三第一項の規定の適用については、同項中「二十分ノ一」とあるのは「五分ノ一」と、「五十分ノ一」とあるのは「十分ノ一」とする。

6 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等と吸収分割（当該吸収分割をする特定関係事業者が分割により営業を承継する会社とするものに限る。以下この項において同じ。）をする場合においては、当該吸収分割をする特定関係事業者は、商法第三百七十四條ノ十七第一項の規定による承認（次項において単に「承認」という。）を得ることを要しない。

7 前項の場合においては、同項の規定により承認を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第三百七十四條ノ二十三第一項の規定により承認を得ることを要しないこととされた会社とみなして同条第三項から第九項までの規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法の規定を適用する。

8 第一項、第二項、第五項及び第六項の場合における商業登記法第八十九條の八第一項の規定の適用については、同項中「次の書類」とあるのは、「次の書類、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五條第一項又は第六條第一項の主務大臣の認定（以下この項において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面（同法第十二條の六第一項若しくは第五項の認定事業者の特定関係事業者又は同条第二項若しくは第六項の認定事業者の特定関係事業者にあつては、認定を受けた事業者の特定関係事業者又は特定関係事業者であることを証する書面を含む。）及び認定を受けた計画に従つた吸収分割であることを証する書面」とする。

（簡易合併に関する特例）
第十二條の七 認定事業者又はその関係事業者である株式会社であつて認定計画に従つて合併（当該株式会社と合併後存続するものに限る。）をするものに係る商法第四百十三條ノ三第一項の規定の適用については、同項中「二十分の一」とあるのは「五分の一」と、「五十分の一」とあるのは「十分の一」とする。

2 認定事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定計画に従つて、当該認定事業者又は当該認定事業者の他の特定関係事業者等と合併する場合においては、当該合併をする特定関係事業者は、商法第四百八條第一項の規定による承認（次項において単に「承認」という。）を得ることを要しない。

3 前項の場合においては、同項の規定により承認を得ることを要しないこととされた特定関係事業者を商法第四百十三條ノ三第一項の規定により承認を得ることを要しないこととされた会社とみなして同条第三項から第九項までの規定並びにこれらの規定に係る同法及び非訟事件手続法の規定を適用する。

4 第一項及び第二項の場合における商業登記法第九十條第一項及び第九十一條第一項の規定の適用については、同法第九十條第一項中「次の書類」とあるのは「次の書類、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五條第一項又は第六條第一項の主務大臣の認定（以下この項において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面（同法第十二條の七第一項の認定事業者の特定関係事業者又は同条第二項の認定事業者の特定関係事業者にあつては、認定を受けた事業者の特定関係事業者又は特定関係事業者であることを証する書面を含む。）及び認定を受けた計画に従つた合併であることを証する書面」と、同項第二号中「議事録」とあるのは「議事録（当該消滅会社が同法第十二條の七第二項の合併をする特定関係事業者である場合にあつては、取締役会の議事録）」と、同法第九十一條第一項中「次の書類」とあるのは「次の書類、産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五條第一項又は第六條第一項の主務大臣の認定（以下この項において単に「認定」という。）を受けたことを証する書面（同法第十二條の七第一項の認定事業者の特定関係事業者又は同条第二項の認定事業者の特定関係事業者にあつては、認定を受けた事業者の特定関係事業者又は特定関係事業者であることを証する書面を含む。）及び認定を受けた計画に従つた合併であることを証する書面」とする。

者との関係事業者又は特定関係事業者であること

を証する書面を含む。）及び認定を受けた計画に従つた合併であることを証する書面」と、同項第一号中「前条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる書面」とあるのは「前条第一項第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる書面並びに消滅会社の株主総会の議事録（当該消滅会社が同法第十二條の七第二項の合併をする特定関係事業者である場合にあつては、取締役会の議事録）」とする。

（特定株式等の交付に関する特例）

第十二條の八 認定事業者である株式会社（会計監査人の監査を受けているものに限る。）は、商法第二百九十三條ノ五第一項及び第二項の規定にかかわらず、認定計画に従つて、取締役会の決議により、当該株式会社の株主に対して、特定株式等（特定株式（当該認定事業者の特定関係事業者である株式会社であつて定款に株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定めがないものの株式をいう。以下この条において同じ。）及び次項において準用する同法第二百二十條第一項の規定により株主に交付すべき金銭その他特定株式の交付に伴つて交付すべきものとして経済産業省令で定める金銭をいう。以下この条において同じ。）を交付することができ。

2 商法第二百二十條第一項から第三項まで並びに非訟事件手続法第二百六條第一項及び第二百三十二條ノ三の規定は、前項の規定により株主に交付すべき特定株式について一株に満たない端数が生じる場合に準用する。

3 第一項の特定株式等の交付については、これを商法第二百九十三條ノ五第一項の金銭の分配とみなして同項の金銭の分配に関する同法その他の法令の規定を適用する。この場合において、商法第二百九十三條ノ五第三項中「左ノ金額」とあるのは「左ノ金額（特定株式等（産業活力再生特別措置法第十二條の八第一項二規定スル特定株式等ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ。）ノ交付前二第一項ノ規定ニ依ル金銭ノ分配（同条第三

項ノ規定ニ依リ第一項ノ金銭ノ分配ト看做サレタル特定株式等ノ交付ヲ含ム。）ヲ為シタル場合ニ於テハ左ノ金額ニ当該分配シタル金銭及積立テタル利益準備金ノ合計額ヲ加エタル額」と、同条第六項中「看做シ、第一項ノ一定ノ日ハ第二百二十二條ノ六第一項但書（第二百二十二條ノ十二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム。）及第二百八十八條ノ二十第二項第十一号ノ規定ノ適用ニ付テハ営業年度ノ終ト看做ス」とあるのは「看做ス」と、商法特例法第二十一條の七第三項第十七号中「金銭の分配」とあるのは「金銭の分配及び産業活力再生特別措置法第十二條の八第一項に規定する特定株式等の交付」とする。

4 認定事業者である株式会社が、商法第二百九十三條ノ五第一項の金銭の分配を行う前に第一項の規定による特定株式等の交付をした場合における当該金銭の分配に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「左ノ金額」とあるのは、「左ノ金額並ニ産業活力再生特別措置法第十二條の八第一項ノ規定ニ依リ交付シタル同項ニ規定スル特定株式等ノ価額及積立テタル利益準備金ノ額ノ合計額」とする。

（合併等に際してする特定金銭等の交付に関する特例）

第十二條の九 認定事業者である株式会社が認定計画に従つて株式交換、吸収分割又は合併（合併をする株式会社の一方が合併後存続するものに限る。以下この条において同じ。）を行う場合において、当該認定事業者の事業再構築、共同事業再編又は経営資源再活用を行うために必要かつ適切であることについて主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたときは、存続会社等（株式交換により完全親会社となる株式会社、分割により営業を承継する株式会社又は合併後存続する株式会社をいう。以下この条において同じ。）は、株式交換、吸収分割又は合併に際してする新株の発行に代えて、特定金銭等（金銭又は他の株式会社の株式（定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する

旨の定めがある株式会社の株式を除く。以下この項、第四項及び第五項において同じ。をいう。以下この条において同じ。を消滅会社等（株式交換により完全子会社となる株式会社、分割をする株式会社又は合併により消滅する株式会社をいう。以下この条において同じ。）の株主（吸収分割をする場合における分割をする会社を含む。以下この条において同じ。）に交付することができる。この場合において、存続会社等及び消滅会社等は、次の各号に掲げる特定金銭等についてそれぞれ当該各号に定める事項を株式交換契約書、分割契約書又は合併契約書（第四項において「合併契約書等」という。）に記載しなければならない。

一 金銭 各消滅会社等の株主に交付すべき金銭の額及びその合計額
二 他の株式会社の株式 当該他の株式会社の商号並びに各消滅会社等の株主に交付すべきその株式の種類及び数並びに交付すべき株式の種類ごとの総数

2 特定合併等（前項の規定により特定金銭等を交付して行う株式交換、吸収分割又は合併をいう。以下この条において同じ。）を行う株式会社について、商法第三百五十四条第一項第二号、第三百七十四条ノ十八第一項第二号及び第四百八条ノ二第一項第二号の規定の適用については、同法第三百五十四条第一項第二号及び第四百八条ノ二第一項第二号中「株式ノ割当」とあり、並びに同法第三百七十四条ノ十八第一項第二号中「新株ノ割当」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第十二条の九第一項二規定スル特定金銭等ノ交付」とする。

3 特定合併等（存続会社等が消滅会社等の株主に新株を発行せず、かつ、自己の株式を移転しないものに限る。）を行う場合における消滅会社等については、商法第三百五十三条第六項、第三百七十四条ノ十七第六項本文及び第四百八条第五項前段の規定は、適用しない。
4 特定合併等を行う場合における存続会社等が

特定金銭等としてその親会社（商法第二百一十一条ノ二第一項に規定する親会社をいう。以下同じ。）の株式を交付しようとするときは、当該存続会社等は、同項の規定にかかわらず、合併契約書等に記載した交付すべき親会社の株式の総数を超えない範囲において当該親会社の株式を取得することができる。

5 前項の存続会社等は、特定合併等の効力が生ずる日までの間は、商法第二百一十一条ノ二第二項の規定にかかわらず、前項の規定により取得したその親会社の株式を保有することができる。ただし、特定合併等を中止したときは、この限りでない。

6 特定合併等による変更の登記に係る商業登記法第八十九条の三第一項、第八十九条の八第一項及び第九十条第一項の規定の適用については、これらの規定中「次の書類」とあるのは、「次の書類及び産業活力再生特別措置法第十二条の九第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。

（会社の分割における社債権者に対する催告に関する特例）

第十二条の十 認定事業者である株式会社が認定計画に従って新設分割をする場合において、当該株式会社がその発行した社債（無記名式のもの及びその権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものに限る。以下この条において同じ。）を管理する社債管理会社に対し商法第三百七十四条ノ四第一項の規定により催告すべき事項の催告を行ったときにおける同法第三百七十四条ノ十第二項の規定の適用については、当該社債の社債権者は、同法第三百七十四条ノ四第一項に規定する各別の催告を受けたものとみなす。

2 認定事業者である株式会社が認定計画に従って吸収分割をする場合において、当該株式会社がその発行した社債を管理する社債管理会社に

対し商法第三百七十四条ノ二十第一項の規定により催告すべき事項の催告を行ったときにおける同法第三百七十四条ノ二十六第二項の規定の適用については、当該社債の社債権者は、同法第三百七十四条ノ二十第一項に規定する各別の催告を受けたものとみなす。

（資本等の減少に関する特例）

第十二条の十一 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が認定計画に従って行う資本等の減少であつて次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたもの（以下「特定減資等」という。）に係る商法第二百八十九条第二項及び第三百七十五条第一項の規定の適用については、同法第二百八十九条第二項前段中「株主總會ノ決議」とあるのは「取締役会ノ決議」と、同項後段中「左ノ各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額」とあるのは「第二号ニ掲グル場合ニ於ケル同号ニ定ムル金額」と、同法第三百七十五条第一項中「左ノ各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル事項ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議」とあるのは「第一号ニ掲グル場合ニ於ケル同号ニ定ムル事項ニ付取締役会ノ決議」とする。

一 当該資本等の減少が商法第二百八十九条第二項第一号又は第三百七十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる場合に該当しないものであること。
二 当該資本等の減少と同時に商法第二百八十九条ノ二第一項に規定する新株の発行又は同法第二百一十一条第一項に規定する自己の株式の処分（第四号において「新株の発行等」という。）が行われること。

三 当該資本等の減少により減少する資本等の合計額が商法第二百八十九条第二項第二号に定める金額及び同法第三百七十五条第一項第三号に定める金額の合計額（認定事業者又はその関係事業者が自己の株式を有する場合にあっては、当該合計額に当該自己の株式（前

号の規定による処分が行われる場合にあっては、その処分後のもの）につき会計帳簿に記載し、又は記録した価額を加えた額）を超えないこと。

四 当該資本等の減少により減少する資本等の合計額が第二号の規定による新株の発行等及び次項の規定による資本準備金の積立により増加する資本等の合計額を超えないこと。

2 前項第二号の規定による自己の株式の処分をする場合においては、取締役会の決議をもって、当該処分による払込みに係る額から当該自己の株式につき会計帳簿に記載し、又は記録した価額を控除した額の全部又は一部を資本準備金として積み立てることができる。

3 特定減資等である資本準備金又は利益準備金の減少については、商法第二百八十九条第二項の規定にかかわらず、その全額を減少することができる。

4 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が特定減資等を行う場合においては、商法第三百七十六条第一項（同法第二百八十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による催告は、することを要しない。

5 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が特定減資等と同時に行う株式の併合であつて次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものに係る商法第二百一十四条第一項の規定の適用については、同項前段中「第三百四十三条ニ定ムル決議」とあるのは「取締役会ノ決議」とし、同項後段の規定は、適用しない。

一 当該株式の併合と同時に商法第二百一十一条第二項の規定により一単元の株式の数を減少し、又はその数を廃止するものであること。
二 当該株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（当該株式の併合と同時に一単元の株式の数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数）が当該株式の併

合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回るものでないこと。

6 特定減資等による変更の登記に係る商業登記法第八十七条の規定の適用については、同条中「次の書類」とあるのは「次の書類及び産業活力再生特別措置法第十二条の十一第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」と、同条第一号中「公告及び催告をしたこと並びに」とあるのは「公告をしたこと及び」とする。

7 第五項の場合における商業登記法第八十四条の二の規定の適用については、同条中「証する書面」とあるのは、「証する書面及び産業活力再生特別措置法第十二条の十一第五項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。

第十四条の見出し中「事業再構築円滑化業務」を「事業再構築等円滑化業務」に改め、同条中「事業再構築」の下に、「共同事業再編及び経営資源再活用」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 認定事業再構築事業者若しくはその関係事業者、認定共同事業再編事業者若しくはその関係事業者、認定経営資源再活用事業者又は認定事業革新設備導入事業者が認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画若しくは認定経営資源再活用計画（事業革新設備の導入について計画が定められているものに限る。）又は認定事業革新設備導入計画に従って事業革新設備を取得し、又は製作するのに必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

第十四条第二号中「認定活用事業者」を「認定経営資源再活用事業者」に、「特定活用事業者」を「特定経営資源再活用事業者」に、「認定事業者」を「他の事業者」に、「認定活用事業計画」を「認定経営資源再活用計画」に改め、同条第三号中「事業再構築」の下に、「共同事業再編又は経営資源再活用」を加える。

第十六条第一項中「活用事業関連保証」を「経営資源再活用関連保証」に、「認定活用事業計画」を「認定経営資源再活用計画」に改め、同項の表下欄中「活用事業関連保証」を「経営資源再活用関連保証」に改め、同条第二項中「活用事業関連保証」を「経営資源再活用関連保証」に、「認定活用事業計画」を「認定経営資源再活用計画」に改め、同条第三項及び第四項中「活用事業関連保証」を「経営資源再活用関連保証」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例）

第十六条の二 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「有限責任組合法」という。）第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合（以下「組合」という。）は、事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を円滑化するため、同法第三条第一項に規定する組合契約において、同項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することができる。

一 認定事業者が認定計画に従って株式会社を設立する場合における当該株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有又は認定事業者が認定計画に従って有限会社を設立する場合における当該有限会社の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 認定事業再構築事業者等（認定事業再構築事業者若しくは事業再構築を実施することが特に必要なものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する事業者、認定共同事業再編事業者、認定経営資源再活用事業者若しくは認定事業革新設備導入事業者又はこれらの事業者の関係事業者をいう。以下この条及び第三十四条第二項において同じ。）である株式会社（前号の株式会社を含む。以下この条において「認定等株式会社」という。）の発行する株式、新株予約権（商法第二百八十条ノ九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。）若しくは新株予約権付社債等（同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）又は認定事業再構築事業者等である有限会社（前号の有限会社を含む。以下この条において「認定等有限会社」という。）の持分の取得及び保有

（1）前事業年度において生じた純損失の額

（2）前事業年度前三年度のいずれかの事業年度から前事業年度までの各年度に生じた純損失の額の合計額

（3）前事業年度終了の日における欠損の額

ロ 前事業年度終了の日における貸借対照表上の負債の額が資産の額を超えるものであること。

三 認定等株式会社又は認定等有限会社に対する金銭債権であつて当該認定等株式会社又は認定等有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

四 前三号の規定により組合がその株式、新株予約権、新株予約権付社債等若しくは金銭債権を保有している株式会社（認定等株式会社を除く。以下この号、次号及び第七号において同じ。）の発行する株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等若しくは当該株式会社に對する金銭債権（当該株式会社以外の者が保有するものに限り。）又は組合がその持分若しくは金銭債権を保有している有限会社（認定等有限会社を除く。以下この号、次号及び第七号において同じ。）の持分若しくは

当該有限会社に対する金銭債権（当該有限会社以外の者が保有するものに限り。）の取得及び保有

五 認定等株式会社若しくは認定等有限会社又は前号の株式会社若しくは有限会社の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）

六 認定等株式会社又は認定等有限会社を相手方とする匿名組合契約（商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。以下同じ。）の出資の持分又は信託の受益権（認定等株式会社又は認定等有限会社の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。）の取得及び保有

七 前各号の規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している認定等株式会社若しくは認定等有限会社又は第四号の株式会社若しくは有限会社に対して経営又は技術の指導を行う事業

八 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

イ 株式会社であつて再生手続開始の決定若しくは更生手続開始の決定を受けたもの（当該手続開始決定に係る再生手続又は更生手続が終了しているものを除く。）の発行する株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債等又は有限会社であつて再生手続開始の決定を受けたもの（当該手続開始決定に係る再生手続が終了しているものを除く。）の持分の取得及び保有

ロ イに規定する株式会社又は有限会社に対する金銭債権であつて当該株式会社又は有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

ハ 第一号から第六号までの規定又はイ若しくはロの規定により組合がその株式、新株

予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権、匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権を保有している株式会社の新たに発行する社債の取得及び保有

二 第一号から第六号までの規定又はイ若しくはロの規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している株式会社又は有限会社に対して行ふ金銭の新たな貸付け

2 前項第二号イに規定する純資産、純損失及び欠損の額並びに同号ロに規定する負債及び資産の額の算定の方法は、経済産業省令で定める。

3 第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約した組合に対する有限責任組合法第七条第四項の規定の適用については、同項中「事業以外の行為」とあるのは、「事業又は産業活力再生特別措置法第十六条の二第一項に掲げる事業以外の行為」とする。

第十七条を次のように改める。

(課税の特例)

第十七条 事業革新を行う認定共同事業再編事業者が、認定共同事業再編計画に従つて他の認定共同事業再編事業者と共同で新たに法人(当該認定共同事業再編事業者及び当該他の認定共同事業再編事業者の役員又は従業員がその常勤の取締役として経営に従事するものであることにつき主務大臣の確認を受けたものに限り)を設立するために現物出資を行う場合には、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 認定事業再構築事業者(事業革新を行うものに限る)、認定共同事業再編事業者若しくはその関係事業者又は認定経営資源再活用事業者(事業革新を行うものに限る)のうち、特定施設撤去等(施設の相当程度の撤去(以下「特定施設撤去」という。))又は設備の相当程度の廃

棄(以下「特定設備廃棄」という。)を行うことをい、当該特定施設撤去又は特定設備廃棄を行うことに伴ひ必要となるものとして政令で定める行為を併せて行う場合にあつては、当該行為を含む)を行うものとして主務大臣の確認を受けた法人が、認定計画に従つて当該確認に係る特定施設撤去等を行った場合において、当該特定施設撤去等により欠損金を生じたときは、租税特別措置法の定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越し又は法人税の還付について特別の措置を講ずる。

3 認定共同事業再編事業者から政令で定める方法により施設又は設備を承継したその関係事業者が認定共同事業再編計画に従つて当該施設又は設備に係る特定施設撤去等を行うことにつき、当該認定共同事業再編事業者が主務大臣の確認を受けた場合において、当該関係事業者が行つた当該確認に係る特定施設撤去等により、当該認定共同事業再編事業者が欠損金を生じたときも、前項と同様とする。この場合においては、当該関係事業者は、同項の規定による主務大臣の確認を受けることができない。

第十八条第一項中「認定事業再構築計画」を「認定計画」に、「事業再構築」を「事業再構築、共同事業再編又は経営資源再活用」に改める。

第十九条を次のように改める。

(中小企業者への配慮)

第十九条 国、地方公共団体、中小企業総合事業団、商工会及び商工会議所は、他の事業者の事業再構築、共同事業再編又は経営資源再活用の実施によりその経営に著しい影響を受ける中小企業者の経営基盤の強化を図るため、当該中小企業者の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

第二十一条中「事業再構築」の下に、「共同事業再編及び経営資源再活用」を加える。

に改める。

第三章中第二十二条の前に次の節名を付する。

第一節 創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化

第二十二条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第二十四条第一項及び第二項中「第二条第四項第一号」を「第二条第七項第一号」に改める。

第二十六条第一項第一号中「第二条第四項第二号」を「第二条第七項第二号」に改め、同項第二号中「(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。))」を削る。

第二十七条の表上欄中「平成十五年三月三十一日までに都道府県知事」を「都道府県知事」に、「交付を平成十五年三月三十一日まで」を「交付を平成二十年三月三十一日まで」に、「平成二十年三月三十一日までに行政庁」を「平成二十年三月三十一日まで」を「助成を平成二十年三月三十一日まで」に改める。

第二十八条を削り、第二十九条を第二十八条とし、第三章中同条の次に次の一節を加える。

第二節 中小企業再生支援体制の整備

(中小企業再生支援指針)

第二十九条 経済産業大臣は、事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用又は経営資源活用新事業その他の事業活動を行うことによりその生産性を向上させようとする中小企業を総合的な効果的に支援し、その活力の再生に資するため、国、地方公共団体、中小企業総合事業団及び次条第二項に規定する認定支援機関が講ずべき支援措置に関する基本的な指針(以下「中小企業再生支援指針」という。)を定めなければならない。

2 中小企業再生支援指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中小企業の活力の再生の支援に関する基本的事項

二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項

三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項

四 その他中小企業の活力の再生の支援に関し配慮すべき事項

3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、中小企業再生支援指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、中小企業再生支援指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 経済産業大臣は、中小企業再生支援指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(認定支援機関)

第二十九条の二 経済産業大臣は、中小企業再生支援指針に基づき、経済産業省令で定めるところにより、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所又は中小企業支援法(昭和三十三年法律第四十七号)第七条第一項に規定する指定法人であつて、都道府県の区域の全部又は一部の地域において次に規定する業務(以下「中小企業再生支援業務」という。)を適正かつ確実に執行することができると認められるものを、その申請により、中小企業再生支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者(以下「認定支援機関」という。)は、他の法令に定めるもののほか、当該認定に係る次項第四号ハの地域において、次の業務を行うものとする。

一 事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用又は経営資源活用新事業を行うとする中小企業者の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。

二 中小企業者及びその経営の改善を支援する事業を行う者並びにこれらの者の従業員に対

資本の充実等を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

第三十五条第一項中「認定活用事業者」を「認定事業革新設備導入事業者」に、「認定事業再構築計画又は認定活用事業計画」を「認定計画又は認定事業革新設備導入計画」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、認定支援機関に対し、第二十九条の二第一項に規定する中小企業再生支援業務の実施状況について報告を求めることができる。

第三十七条第一項中「又は活用事業計画に係る活用事業」を、「共同事業再編計画に係る特定事業分野に係る事業を所管する大臣、経営資源再活用計画に係る他の事業者から承継する事業を所管する大臣又は事業革新設備導入計画に係る事業革新設備を導入しようとする事業」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第二條の三の主務大臣は、同条第一項に規定する事業分野別指針に係る事業分野に属する事業を所管する大臣とする。

第三十七條第二項ただし書を削る。

第三十八條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、第五章中同条の次に次の一条を加える。

第三十九條 認定事業者の特定関係事業者である株式会社取締役若しくは執行役(商法第百八十八條第三項若しくは商法特例法第二十一條の十四第七項第一号において準用する商法第六十七條ノ二又は同法第二百五十八條第二項(商法特例法第二十一條の十四第七項第五号において準用する場合を含む。)の職務代行者を含む。)又は清算人(商法第四百三十條第二項において準用する同法第二百五十八條第二項の職務代行者を含む。)は、第十二條の五第三項又は第十二條の六第三項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたときは、百万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日平成十五年四月一日から施行する。

(見直し)

第二条 政府は、この法律の施行後平成二十年三月三十一日までの間に、内外の経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の産業活力再生特別措置法(以下「新法」という。)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 政府及び日本政策投資銀行以外の出資者は、産業基盤整備基金(以下「基金」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。)第十八條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(事業再構築計画に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前の産業活力再生特別措置法(以下「旧法」という。)第三条第一項の規定により主務大臣に提出された事業再構築計画の記載事項並びに当該計画に係る認定、変更の認定、変更の指示及び認定の取消しの基準については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 事業再構築に係る新法第十条から第十二條の十一まで、第十四條、第十七條及び第三十九條の規定は、この法律の施行後に新法第三条第一項の規定に基づき主務大臣に提出される事業再構築計画であつて同項の認定(新法第四条第一項の変更の認定を含む。)を受けたものに從つて行われる事業再構築について適用する。

3 この法律の施行前に旧法第三条第一項に規定する事業再構築計画(旧法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限り。)に係る旧法第三条第一項の認定(旧法第四条第一項の変更の認定を含む。次条第一項において同じ。)を受けた旧法第四条第一項の認定事業者が、この法律の施行後に当該認定に係る事業再構築計画(新法第四条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に從つて旧法第十七条第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄を行う場合には、同項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

4 この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間に新法の規定により提出する事業再構築計画、共同事業再編計画、経営資源再活用計画及び経営資源活用新事業計画には、平成十五年四月一日からこの法律の施行の日の前日までに実施された事業活動に関する事項を記載することができ、

(基金の債務保証業務に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に行われている旧法第十四條第一号の債務の保証及びこの法律の施行前に旧法第三条第一項の認定を受けた事業再構築計画(この法律の施行前に同項の規定により主務大臣に提出された事業再構築計画でこの法律の施行後に新法第三条第一項の認定を受けたものを含む。これらの計画について新法第四条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のものとする。)に関する旧法第十四條第一号の債務の保証に係る基金の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第十四條第一号の規定により基金が業務を行う場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び産業活力再生特別措置法の

一部を改正する法律(平成十五年法律第

号)附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号。以下「なお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」という。)第十四條第一号の業務」とあるのは「この法律及びなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」とあるのは「この法律及びなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」とあるのは「第四十條第一項及び

第四十條第一項」とあるのは「第四十條第一項及びなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法第十四條第一項」とする。

(政令への委任)

第六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(租税特別措置法の一部改正)

第七條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十條の二第一項及び第二項中「施行の日」を「施行の日の翌日」に改める。

(中小企業基本法の一部改正)

第七條 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第三項中「及び中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)」を、「中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)及び産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)」に改める。

(新事業創出促進法の一部改正)

第八條 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第五号中「第九條及び第三十二條において「特定会社」という。」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第三十二条第一号中「会社にあつては、特定会社が第九條第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三條第一項の認定（同法第四條第一項に規定する変更の認定を含む。）を受けた事業再構築計画に従つて設立したものに限り」を「ものを除く」に改め、同条第三号中「及び同項第六号に掲げる会社であつて特定会社が第九條第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三條第一項の認定（同法第四條第一項に規定する変更の認定を含む。）を受けた事業再構築計画に従つて設立したものを除く」を削る。

第三十八條第一項中「国土交通大臣及び第九條の規定により読み替へて適用される産業活力再生特別措置法第三十七條第一項の政令で定める大臣」を「及び国土交通大臣」に改め、同条第四項中「第九條第一項における主務省令は、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は同条の規定により読み替へて適用される産業活力再生特別措置法第三十七條第一項の政令で定める大臣であつて、当該業種を所管する大臣の発する命令とし、」を削る。

（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部改正）

第九條 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四十四條のうち新事業創出促進法第五章の改正規定（第三十二条第二項に係る部分に限る。）中「会社にあつては、特定会社が第九條第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三條第一項の認定（同法第四條第一項に規定する変更の認定を含む。）を受けた事業再構築計画に従つて設立したものに限る」を「ものを除く」に改める。

附則第四十六條を次のように改める。

（産業活力再生特別措置法の一部改正）
第四十六條 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九條の九」を「第二十九條の八」に改める。

第十四條の見出し中「産業基盤整備基金」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。

第十四條第三号及び第四号を削る。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第十九條中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

第二十七條の表上欄中「新事業創出促進法」を「新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）」に、「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第二十一条第一項第六号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五條第一項第六号」に、「同条第一項第一号に規定する新事業の開拓を行う同法第二條第一項各号」を「同法第二條第二項に規定する経営の革新を行う同条第一項各号」に改める。

第二十九條第一項及び第二十九條の二第二項第四号中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

第二十九條の八を次のように改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援出資業務）

第二十九條の八 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業の活力の再生を支援するため、第十六條の二第一項各号に掲げる業務の全部又は一部を営むことを約した

組合であつて中小企業に対する投資事業を行うものに対する当該投資事業に必要な資金の出資の業務を行う。

第二十九條の九を削る。

附則第六條中「旧事業革新法第六條第二項に規定する承認事業革新計画に従つて事業を行う者に関する基金による債務の保証」及び「基金による債務の保証」を削る。

附則第七條を次のように改める。

第七條 削除

附則第四十六條の次に次の一條を加える。
（産業活力再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第四十六條の二 前條の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第二十七條の規定により同条（表以外の部分に限る。）に規定する中小企業者とみなされた旧事業団法第二十一条第一項第一号に規定する新事業の開拓を行う中小企業者は、前條の規定による改正後の産業活力再生特別措置法第二十七條の規定により同条（表以外の部分に限る。）に規定する中小企業者とみなされた機構法第二條第二項に規定する経営の革新を行う中小企業者とみなす。

附則第四十九條の次に次の一條を加える。

（産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第四十九條の二 産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第号）の一部を次のように改正する。

附則第五條を次のように改める。

第五條 削除

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第十條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第十一号中「出資」の下に「並びに同法第二十九條の八の規定による出資」を加える。

第十八條第一項第一号中「を除外」の下に「同項第十一号に掲げる業務（産業活力再生特別措置法第二十九條の八に規定する出資の業務に限る。）を、同項第二号中「第十五條第一項第十一号に掲げる業務」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加える。

附則第七條第二項に次の一号を加える。

四 機構の成立の際現に廃止法附則第四十九條の二の規定による改正前の産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第号）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法第十四條第一号の規定により基金が行つてゐる債務の保証に係る借入れにつき債務の保証を行うこと。

平成十五年四月二日印刷

平成十五年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F